

## 第十四号

## 徳島県道路整備利用促進基金条例の一部改正について

徳島県道路整備利用促進基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年十二月一日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

**徳島県道路整備利用促進基金条例の一部を改正する条例**

徳島県道路整備利用促進基金条例（平成二十六年徳島県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

徳島県交通網整備利用促進基金条例

第一条を次のように改める。

（設置）

**第一条** 本県の交通網の整備、利用の促進その他交通網の強化を図るために実施する事業に要する経費に充てるため、徳島県交通網整備利用促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

第六条を次のように改める。

（処分）

**第六条** 基金は、次に掲げる場合に限り、処分することができる。

- 一 高速道路（高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第二条第二項に規定する高速道路をいう。）及びこれと一体となって本県の幹線道路網を構成する道路の整備に関する事業の財源に充てる場合
- 二 本県の交通網を構成する交通施設及び輸送サービスの利用の促進に関する事業の財源に充てる場合
- 三 前二号に掲げるもののほか、本県の交通網の強化を図るために実施する事業であつて知事が特に必要と認めるものの財源に充てる場合

**附 則**

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の徳島県道路整備利用促進基金条例による徳島県道路整備利用促進基金は、改正後の徳島県交通網整備利用促進基金条例による徳島県交通網整備利用促進基金とみなす。

#### 提案理由

本県の交通網の更なる強化を図るため、徳島県道路整備利用促進基金について、本県の交通網を構成する道路以外の交通施設及び輸送サービスの利用の促進に関する事業に要する経費にも充てることができることとする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。